

第一級陸上特殊無線技士「法規」試験問題

(注) 解答は、答えとして正しいと判断したものを一つだけ選び、答案用紙の解答欄に正しく記入(マ-ク)すること。

[1] 次に掲げる者のうち、総務大臣が無線局の免許を与えないことができる者に該当するものはどれか。電波法(第5条)の規定に照らし、正しいものを下の1から4までのうちから選べ。

- 1 無線局の予備免許の際に指定された工事落成の期限経過後、2週間以内に工事落成の届を提出しない者
- 2 無線局の免許の取消しを受け、その取消しの日から2年を経過しない者
- 3 無線局の運用の停止の処分を受け、その処分の期限が終了した日から2年を経過しない者
- 4 電波法第9章(罰則)の罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者

[2] 次に掲げるもののうち、固定局の免許状に記載される事項に該当しないものはどれか。電波法(第14条)の規定に照らし、正しいものを下の1から4までのうちから選べ。

- 1 無線局の目的
- 2 通信の相手方及び通信事項
- 3 無線設備の設置場所
- 4 通信方式

[3] 次の記述は、電波の質について述べたものである。電波法(第28条)の規定に照らし、 内に入れるべき正しい字句を下の1から4までのうちから選べ。

送信設備に使用する電波の 等電波の質は、総務省令で定めるところに適合するものでなければならない。

- 1 周波数の偏差及び幅、空中線電力の偏差
- 2 周波数の偏差及び幅、高調波の強度
- 3 周波数の偏差、空中線電力の偏差
- 4 高調波の強度、空中線電力の偏差

[4] 次の表は、記号をもって表示する電波の型式について述べたものである。電波法施行規則(第4条の2)の規定に照らし、各記号とその表す内容の組合せの正しいものを下の表の1から4までのうちから選べ。

番号	電波の型式の記号	各記号が表す内容		
		主搬送波の変調の型式	主搬送波を変調する信号の性質	伝送情報の型式
1	J8D	振幅変調であって独立側波帯	アナログ信号である2以上のチャンネルのもの	データ伝送、遠隔測定又は遠隔指令
2	F3E	角度変調であって周波数変調	デジタル信号である2以上のチャンネルのもの	電話(音響の放送を含む。)
3	F9D	角度変調であって周波数変調	デジタル信号の1又は2以上のチャンネルとアナログ信号の1又は2以上のチャンネルを複合したもの	データ伝送、遠隔測定又は遠隔指令
4	G7W	角度変調であって位相変調	アナログ信号である単一チャンネルのもの	テレビジョン(映像に限る。)

[5] 次の記述は、電波の強度に対する安全施設について述べたものである。電波法施行規則（第 2 1 条の 3）の規定に照らし、 内に入れるべき正しい字句の組合せを下の 1 から 4 までのうちから選べ。

無線設備には、当該無線設備から発射される電波の強度（電界強度、磁界強度及び電力束密度をいう。以下同じ。）が電波法施行規則別表第 2 号の 3 の 2 に定める値を超える場所（人が通常、集合し、通行し、その他出入りする場所に限る。）に取扱者のほか容易に出入りすることができないように、施設をしなければならない。ただし、次の（ 1 ）から（ 4 ）までに掲げる無線局の無線設備については、この限りではない。

（ 1 ）平均電力が 2 0 ミリワット以下の無線局の無線設備

（ 2 ） A 無線局の無線設備

（ 3 ）地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、臨時に開設する無線局の無線設備

（ 4 ）（ 1 ）から（ 3 ）までに掲げるもののほか、この規定を適用することが B であるものとして総務大臣が別に告示する無線局の無線設備

の電波の強度の算出方法及び測定方法については、総務大臣が別に告示する。

A	B
1 移動する	困難
2 移動する	不合理
3 移動しない	困難
4 移動しない	不合理

[6] 次に掲げる者のうち、無線従事者の免許が与えられないことがある者はどれか。電波法（第 4 2 条）の規定に照らし、正しいものを下の 1 から 4 までのうちから選べ。

1 電波法第 9 章（罰則）の罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から 3 年を経過しない者

2 電波法に違反し、3 箇月以内の期間を定めて無線通信の業務に従事することを停止され、停止の期間が満了した日から 2 年を経過しない者

3 無線従事者の免許を取り消され、取消しの日から 2 年を経過しない者

4 日本の国籍を有しない者

[7] 次の記述は、非常通信について述べたものである。電波法（第 5 2 条）の規定に照らし、 内に入れるべき正しい字句の組合せを下の 1 から 4 までのうちから選べ。

非常通信とは、地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、 A を利用することができないか又はこれを利用することが B であるときに人命の救助、 C、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる無線通信をいう。

A	B	C
1 有線通信	著しく困難	災害の救援
2 有線通信	不可能	財貨の保全
3 電気通信業務の通信	著しく困難	財貨の保全
4 電気通信業務の通信	不可能	災害の救援

[8] 次に掲げる通信のうち、固定局（電気通信業務用無線局を除く。）がその免許状に記載された目的の範囲を超えて運用することができないものはどれか。電波法施行規則（第 3 7 条）の規定に照らし、正しいものを下の 1 から 4 までのうちから選べ。

1 免許人以外の者の業務のために行う通信

2 非常の場合の無線通信の訓練のために行う通信

3 無線機器の試験又は調整をするために行う通信

4 電波の規正に関する通信

[9] 次の記述は、無線局の検査について述べたものである。電波法（第73条）の規定に照らし、 内に入れるべき正しい字句の組合せを下の1から4までのうちから選べ。

総務大臣は、 A 、あらかじめ通知する期日に、その職員を無線局（総務省令で定めるものを除く。）に派遣し、その無線設備等（無線設備、無線従事者の資格（主任無線従事者の要件に係るものを含む。）及び員数並びに時計及び書類をいう。以下同じ。）を検査させる。ただし、当該無線局の発射する電波の質又は空中線電力に係る無線設備の事項以外の事項の検査を行う必要がないと認める無線局については、その無線局に電波の発射を命じて、その発射する電波の質又は空中線電力の検査を行う。

の検査は、当該無線局の免許人から、 の規定により総務大臣が通知した期日の B 前までに、当該無線局の無線設備等について登録点検事業者（注1）又は登録外国点検事業者（注2）が総務省令で定めるところにより行った当該登録に係る点検の結果を記載した書類の提出があったときは、 の規定にかかわらず、その C を省略することができる。

注1 登録点検事業者とは、電波法第24条の2（点検事業者の登録）第1項の登録を受けた者をいう。

注2 登録外国点検事業者とは、電波法第24条の13（外国点検事業者の登録等）第1項の登録を受けた者をいう。

	A	B	C
1	総務省令で定める時期ごとに	2箇月	全部
2	総務省令で定める時期ごとに	1箇月	一部
3	毎年1回	2箇月	一部
4	毎年1回	1箇月	全部

[10] 無線従事者が電波法若しくは電波法に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したとき、総務大臣からどのような処分を受けることがあるか。電波法（第79条）の規定に照らし、正しいものを下の1から4までのうちから選べ。

- 1 無線設備の操作の範囲の制限
- 2 6箇月以内の期間を定めてその無線通信の業務に従事することを停止
- 3 無線従事者が従事する無線局の運用の停止
- 4 無線従事者の免許の取消し

[11] 次の記述は、総務大臣への報告について述べたものである。電波法（第80条）の規定に照らし、 内に入れるべき正しい字句の組合せを下の1から4までのうちから選べ。

無線局の免許人又は登録人は、次に掲げる場合は、総務省令で定める手続により、総務大臣に報告しなければならない。

遭難通信、緊急通信、安全通信又は A を行ったとき。

電波法又は B の規定に違反して運用した無線局を認めたとき。

無線局が外国において、あらかじめ総務大臣が告示した以外の運用の制限をされたとき。

	A	B
1	無線機器の試験又は調整をするために行う通信	電波法に基づく命令
2	無線機器の試験又は調整をするために行う通信	電気通信事業法
3	非常通信	電波法に基づく命令
4	非常通信	電気通信事業法

[12] 次の記述は、免許状の返納等について述べたものである。電波法（第24条及び第78条）の規定に照らし、 内に入れるべき正しい字句の組合せを下の1から4までのうちから選べ。

無線局の免許がその効力を失ったときは、免許人であった者は、 A にその免許状を B しなければならない。

無線局の免許がその効力を失ったときは、免許人であった者は、遅滞なく C を撤去しなければならない。

	A	B	C
1	1箇月以内	返納	空中線
2	1箇月以内	破棄	送信装置
3	3箇月以内	返納	送信装置
4	3箇月以内	破棄	空中線